

事務連絡
令和元年6月26日

各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

「特定施設」の対象となる専修学校及び各種学校の範囲について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行については、「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（平成31年3月28日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長・文部科学省高等教育局高等教育企画課長通知）により通知したところです。

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する専修学校及び各種学校については、改正法第2条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第4号の「特定施設」（改正法第3条による改正後の健康増進法においては「第一種施設」。以下同じ。）のうち、同号イに該当する施設として「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第27号。以下「改正政令」という。）及び「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第17号。以下「改正省令」という。）に規定されるようですが、このたび、これらの対象となる施設の範囲について、厚生労働省より別添のとおり補足がありましたのでお知らせします。

については、各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校各種学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、このことについて周知をお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

厚生労働省健康局健康課

TEL：03-5253-1111（代表）

事務連絡
令和元年6月14日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 御中

厚生労働省健康局健康課

「特定施設」の対象となる専修学校及び各種学校の範囲について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、平成30年7月25日に公布され、一部の規定については、令和元年7月1日から施行される。その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成30年7月25日付け厚生労働省健康局長通知）、施行に係る留意点については「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（平成31年2月22日付け厚生労働省健康局長通知）等により示したところである。

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する専修学校及び各種学校については、改正法第2条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第4号の「特定施設」（改正法第3条による改正後の健康増進法においては「第一種施設」。以下同じ。）のうち、同号イに該当する施設として「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第27号。以下「改正政令」という。）及び「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第17号。以下「改正省令」という。）に規定されているところ、これらの対象となる施設の範囲について、下記のとおり補足するので、これらの内容について十分御了知いただくとともに、都道府県等に周知をお願いする。

記

専修学校及び各種学校については、改正政令第3条による改正後の健康増進法施行令（平成14年政令第361号）において「学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（20歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）」及び「同法第134条第1項に規定する各種学校（20歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）」と規定されており、それぞれ、改正省令第1条による改正後の健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に規定する「高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するもの」及び「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に掲げるものその他20歳未満の者が主として利用するもの」が「特定施設」に該当することとされている。

改正政令及び改正省令の制定に当たり、専修学校の一般課程及び各種学校については、20歳未満の者が常時在籍しているとは必ずしもいえないことから、この場合には「特定施設」から除くこととしたものである。したがって、受験資格の規定等により、20歳未満の者の在籍が想定されない施設を除いては、当該施設は「20歳未満の者が主として利用するもの」として「特定施設」に該当する。